

令和４年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」
謝金単価について（案）

委託事業の経費の積算にあたっては、スポーツ庁で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価がこれを下回る場合は、それらを用いて積算すること。

諸謝金基準単価表

区分	単位	金額（円）	備考
会議出席謝金	日	14,000円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,000円	実働2時間未満
講演謝金	時間	11,510円	専門テーマ講演
助言謝金	時間	5,200円	事業に係る助言
作業補助等労務謝金	時間	1,070円	雇用2ヶ月以内